

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県匝瑳市栢田字目奈8415番地

氏 名 株式会社ジーアール

代表取締役 佐藤 智也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和3年5月17日

許可の有効年月日 令和8年2月7日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

破碎及び圧縮による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物であるものを除く。）、(イ) 紙くず、  
(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、(オ) 金属くず（自動車等破碎物であるものを除く。）、  
(カ) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物であるものを  
除く。）、(キ) がれき類  
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 圧縮による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類（自動車等破碎物であるものを除く。）、(イ) 紙くず、  
(ウ) 繊維くず、(エ) 金属くず（自動車等破碎物であるものを除く。）、  
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を  
処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類  
については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

## 2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙1及び2のとおり

## 3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の処理により発生する粉じんについては、散水等により周辺への飛散を  
防止すること。  
(2) 産業廃棄物の処理は、午前8時から午後6時までとし、建屋等による騒音の低減及び  
機器等の維持管理を徹底し、騒音に係る規制基準を遵守すること。

(続く)

(許可証の続き)

4 許可の更新又は変更の状況

平成 8 年 2 月 8 日 新規許可

令和 3 年 1 月 21 日 変更届 (保管施設の変更)

令和 3 年 5 月 17 日 更新許可

令和 5 年 4 月 18 日 変更届 (保管施設の変更)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)



許可証別紙1

事業の用に供する全ての施設

| 施設の種類<br>(許可年月日及び許可番号)   | 処理能力又は保管量<br>(設置年月日)  | 数量                                       | 設置場所                 |   |
|--|---|--|----------------------|---|
| 破碎施設<br>(施行令第7条第7号、<br>施行令第7条第8号の2)<br>(平成28年6月16日、<br>第28-1-452号) | 廃プラスチック類 11 t/日<br>(1.1 t/時×10時間)<br>紙くず 10 t/日<br>(1.0 t/時×10時間)<br>木くず 18 t/日<br>(1.8 t/時×10時間)<br>繊維くず 4.0 t/日<br>(0.40 t/時×10時間)<br>金属くず 38 t/日<br>(3.8 t/時×10時間)<br>ガラスくず、コンクリートくず<br>及び陶磁器くず 33 t/日<br>(3.3 t/時×10時間)<br>がれき類 49 t/日<br>(4.9 t/時×10時間)<br>(平成28年10月14日) | 1  | 千葉県匝瑳市栢田<br>字目奈8415番 |   |
| 圧縮施設   | 廃プラスチック類 33 t/日<br>(3.3 t/時×10時間)<br>紙くず 28 t/日<br>(2.8 t/時×10時間)<br>繊維くず 28 t/日<br>(2.8 t/時×10時間)<br>金属くず 100 t/日<br>(10 t/時×10時間)<br>(平成28年10月14日)  | 1  |                      |   |
| 処理前<br>廃棄物<br>保管施設   | 廃プラスチック類、紙くず、木<br>くず、繊維くず、金属くず、ガ<br>ラスクず、コンクリートくず及<br>び陶磁器くず、がれき類<br>保管施設   | 160 m <sup>2</sup><br>154 m <sup>3</sup> |                      | 1 |
| 保管施設   | 廃プラスチック類、紙くず、木<br>くず、繊維くず、金属くず、ガ<br>ラスクず、コンクリートくず及<br>び陶磁器くず、がれき類<br>保管施設   | 126 m <sup>2</sup><br>95 m <sup>3</sup>  |                      | 1 |

(以下余白)



## 許可証別紙2

## 事業の用に供する全ての施設

| 施設の種類<br>(許可年月日及び許可番号)   | 処理能力又は保管量<br>(設置年月日)                              | 数量 | 設置場所                 |
|--|---|----|----------------------|
| 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず保管施設<br>(焼却系廃棄物の圧縮後物)                           | 16 m <sup>2</sup><br>32 m <sup>3</sup>            | 1  | 千葉県匝瑳市栢田<br>字目奈8415番 |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず保管施設<br>(焼却系廃棄物の破碎後物)                       | 28 m <sup>2</sup><br>11 m <sup>3</sup>            | 1  |                      |
| 木くず保管施設<br>(破碎後物)  | 6.8 m <sup>2</sup><br>12 m <sup>3</sup><br>(コンテナ) | 1  |                      |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類保管施設 (管理型系) | 115 m <sup>2</sup><br>100 m <sup>3</sup>          | 1  |                      |
| 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類保管施設 (安定型系)              | 115 m <sup>2</sup><br>100 m <sup>3</sup>          | 1  |                      |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類保管施設 (残さ物)  | 6.8 m <sup>2</sup><br>12 m <sup>3</sup><br>(コンテナ) | 5  |                      |
| 廃プラスチック類、金属くず保管施設 (有価物)  | 6.8 m <sup>2</sup><br>12 m <sup>3</sup><br>(コンテナ) | 1  |                      |

(以下余白)

